

山口県報

平成 28 年
3 月 31 日
(木曜日)

目 次

○条例
山口県税賦課徴収条例等の一部を改正する条例……………

山口県税賦課徴収条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十八年三月三十一日

山口県知事 村 岡 嗣 政

山口県条例第三十四号

山口県税賦課徴収条例等の一部を改正する条例

(山口県税賦課徴収条例の一部改正)

第一条 山口県税賦課徴収条例(昭和二十五年山口県条例第三十九号)の一部を次のように改正する。

第四条第二項中「第二項」の下に「(これらの規定を同条第八項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。)」を加える。

第四十四条第一項第一号イ中「百分の〇・七二」を「百分の一・二二」に改め、同号ロ中「百分の〇・三」を「百分の〇・五」に改め、同号ハの表中「百分の三・一」を「百分の一・九」に、「百分の四・六」を「百分の二・七」に、「百分の六」を「百分の三・六」に改め、同条第三項第一号イ中「百分の〇・七二」を「百分の一・二二」に改め、同号ロ中「百分の〇・三」を「百分の〇・五」に改め、同号ハ中「百分の六」を「百分の三・六」に改める。

附則第五条の五中「百分の十」を「百分の二十」に改める。

附則第七条の二中「平成二十七年四月一日」を「平成二十八年四月一日」に、「百分の三・一」とあるのは「百分の一・六」と、「百分の四・六」を「百分の一・九」とあるのは「百分の〇・三」と、「百分の二・七」に、「百分の二・三」を「百分の〇・五」に、「百分の六」とあるのは「百分の三・一」を「百分の三・六」とあるのは「百分の〇・七」に改め、「第四十四条第一項第二号」とあるのは「次条の規

定により読み替えられた第四十四条第一項第二号」と、を削る。

附則第七条の四の二中「平成二十八年三月三十一日」を「平成三十年三月三十一日」に改める。

附則第九条の四中「においては」を「には」に、「平成二十八年三月三十一日」を「平成二十九年三月三十一日」に改める。

附則第九条の四の二第二項第二号中二をホとし、ハをニとし、ロの次に次のように加える。

ハ 車両総重量が七・五トンを超えるバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもので施行規則で定めるもの

(1) 道路運送車両法第四十一条の規定により平成二十八年十月一日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で施行規則で定めるもの（以下この条において「平成二十八年軽油重量車基準」という。）に適合すること。

(2) エネルギー消費効率が平成二十七年基準エネルギー消費効率に百分の百十を乗じて得た数値以上であること。

附則第九条の四の二第三項第二号中二をホとし、ハをニとし、ロの次に次のように加える。

ハ 車両総重量が七・五トンを超えるバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもので施行規則で定めるもの

(1) 平成二十八年軽油重量車基準に適合すること。

(2) エネルギー消費効率が平成二十七年基準エネルギー消費効率に百分の百五を乗じて得た数値以上であること。

附則第九条の四の二第四項第二号中二をホとし、ハをニとし、ロの次に次のように加える。

ハ 車両総重量が七・五トンを超えるバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもので施行規則で定めるもの

(1) 平成二十八年軽油重量車基準に適合すること。

(2) エネルギー消費効率が平成二十七年基準エネルギー消費効率以上であること。

附則第九条の四の二第二項第三号中「附則第九条の四の二第二項第二号ハ又はニ」を「附則第九条の四の二第二項第二号ニ又はホ」に改め、同条第三項第三号中「附則第九条の四の二第三項第二号ハ又はニ」を「附則第九条の四の二第三項第二号ニ又はホ」に改め、同条第四項第三号中「附則第九条の四の二第四項第二号ハ又はニ」を「附則第九条の四の二第四項第二号ニ又はホ」に改める。

附則第九条の五第一項中「第三項において同じ。」及び「同項において同じ。」を削り、「第三項及び第六項第三号」を「第五項第三号」に、「当該各号に定める年度以後の年度分」を「平成二十八年度分」に改め、同項第一号中「新車新規登録を受けた日から起算して十四年を経過した日の属する年度」を削り、同項第二号中「新車新規登録を受けた日から起算して十二年を経過した日の属する年度」を削り、同条第三項を削り、同条第四項中「又は前項各号」を削り、「当該各号に定める年度以後の各年度分」を「平成二十八年度分」に、「第一項及び

前項」を「及び第一項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第五項中「又は第三項」を削り、同項を同条第四項とし、同条第六項から第八項までを削り、同条第九項第二号中「、平成二十一年天然ガス車基準」を「、道路運送車両法第四十一条の規定により平成二十一年十月一日（同法第四十条第三号に規定する車両総重量が三・五トンを超え十二トン以下のもにあつては、平成二十二年十月一日）以降に適用されるべきものとして定められた自動車排出ガスに係る保安上又は公害防止その他の環境保全上の技術基準（第四号及び第五号において「排出ガス保安基準」という。）で施行規則で定めるもの（以下この号において「平成二十一年天然ガス車基準」という。）に改め、同項第三号中「充電機能付電力併用自動車」の下に「（電力併用自動車のうち、動力源として用いる電気を外部から充電する機能を備えているもので施行規則で定めるものをいう。）」を加え、同項第四号中「エネルギー消費効率が平成二十七年基準エネルギー消費効率」を「エネルギーの使用の合理化等に関する法律第八十条第一号イに規定するエネルギー消費効率（以下この条において「エネルギー消費効率」という。）が同法第七十八条第一項の規定により定められるエネルギー消費機器等製造事業者等の判断の基準となるべき事項を勘案して施行規則で定めるエネルギー消費効率（以下この号において「基準エネルギー消費効率」という。）であつて平成二十七年以降の各年度において適用されるべきものとして定められたもの（次項において「平成二十七年基準エネルギー消費効率」という。）に、「平成十七年窒素酸化物排出許容量限度」を「道路運送車両法第四十一条の規定により平成十七年十月一日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準に定める窒素酸化物の値で施行規則で定めるもの（次項において「平成十七年窒素酸化物排出許容量限度」という。）」に改め、同項を同条第五項とし、同条第十項中「第六項の」を「次の」に改め、同項に次の表を加え、同項を同条第六項とする。

| | | |
|--------------|---------|-------|
| 第八十四条第一項第一号イ | 七千五百円 | 四千円 |
| | 八千五百円 | 四千五百円 |
| | 九千五百円 | 五千円 |
| | 一万三千八百円 | 七千円 |
| | 一万五千七百円 | 八千円 |

第八十四条第一項第一号ロ

| | | | | | | | | | | | | | |
|-------|---------|---------|-------|---------|---------|---------|---------|---------|-------|---------|---------|-------|---------|
| 八万八千円 | 七万六千五百円 | 六万六千五百円 | 五万八千円 | 五万千円 | 四万五千円 | 三万九千五百円 | 三万四千五百円 | 二万九千五百円 | 四万七千円 | 二万七千二百円 | 二万三千六百円 | 二万五百円 | 一万七千九百円 |
| 四万四千円 | 三万八千五百円 | 三万三千五百円 | 二万九千円 | 二万五千五百円 | 二万二千五百円 | 二万円 | 一万七千五百円 | 一万五千円 | 二万五百円 | 一万四千円 | 一万二千円 | 一万五百円 | 九千円 |

| | | | | | | | | | | | | | | |
|--------------|-------|-------|--------|-----|-------|---------|---------|-------|---------|-------|-------|-------|-------|---------|
| 第八十四条第一項第二号イ | | | | | | | | | | | | | | |
| | 二万五百円 | 一万六千円 | 一万千五百円 | 八千円 | 四千七百円 | 二万九千五百円 | 二万五千五百円 | 二万二千円 | 一万八千五百円 | 一万五千円 | 一万二千円 | 九千円 | 六千五百円 | 十一万千円 |
| | 一万五百円 | 八千円 | 六千円 | 四千円 | 二千四百円 | 一万五千円 | 一万三千円 | 一万千円 | 九千五百円 | 七千五百円 | 六千円 | 四千五百円 | 三千五百円 | 五万五千五百円 |

| 第八十四条第一項第三号イ(1) | | | | | 第八十四条第一項第二号八(2) | | 第八十四条第一項第二号八(1) | | 第八十四条第一項第二号ロ | | | | | |
|-----------------|-----|---------|---------|-------|-----------------|-------|-----------------|-------|--------------|-------|---------|-------|---------|---------|
| 二万二千五百円 | 二万円 | 一万七千五百円 | 一万四千五百円 | 一万二千円 | 二万六百元 | 一万二百元 | 一万五千百元 | 七千五百円 | 六千三百円 | 四万五百円 | 三万五千元 | 三万円 | 二万五千五百円 | 一万五千五百円 |
| 一万千五百円 | 一万円 | 九千円 | 七千五百円 | 六千円 | 一万五百円 | 五千五百円 | 八千円 | 四千円 | 三千二百円 | 二万五百円 | 一万七千五百円 | 一万五千円 | 一万三千円 | |

| | | | | | | | | | | | | | |
|--------------|---------|---------|-------|---------|-------|-----------------|---------|-------|-------|-------|---------|---------|---------|
| 第八十四条第一項第二号ロ | | | | | | 第八十四条第一項第二号イ(2) | | | | | | | |
| 六万五千五百円 | 五万七千円 | 四万九千円 | 四万千円 | 三万三千円 | 六万四千円 | 五万七千円 | 五万五百円 | 四万四千円 | 三万八千円 | 三万二千円 | 二万六千五百円 | 二万九千円 | 二万五千五百円 |
| 三万三千円 | 二万八千五百円 | 二万四千五百円 | 二万五百円 | 一万六千五百円 | 三万二千円 | 二万八千五百円 | 二万五千五百円 | 二万二千円 | 一万九千円 | 一万六千円 | 一万三千五百円 | 一万四千五百円 | 一万三千円 |

| | | | | | | | | | | | | | |
|--------------|-------|--------|---------|---------|--------------|-------|--------------|-----|-------|--------------|-------|--------|-------|
| 第八十四条第一項第五号ロ | | | | | 第八十四条第一項第五号イ | | 第八十四条第一項第四号ロ | | | 第八十四条第一項第四号イ | | | |
| 四万八千円 | 三万六千円 | 三万千六百円 | 二万七千六百円 | 二万三千六百円 | 一万円 | 五千三百円 | 八千円 | 六千円 | 三千九百円 | 六千三百円 | 四千五百円 | 八万三千円 | 七万四千円 |
| 二万五百円 | 一万八千円 | 一万六千円 | 一万四千円 | 一万二千円 | 五千円 | 三千円 | 四千円 | 三千円 | 二千円 | 三千五百円 | 二千五百円 | 四万千五百円 | 三万七千円 |

| | | | | | | | | | | | | | |
|-------------|-------|-------------|-------|-------|-----------------|-------|-----------------|-------|---------|---------|---------|---------|---------|
| 第八十四条第二項第二号 | | 第八十四条第二項第一号 | | | 第八十四条第一項第五号八(2) | | 第八十四条第一項第五号八(1) | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | | |
| 六千三百円 | 五千二百円 | 六千三百円 | 四千七百円 | 三千七百円 | 二万七千五百円 | 一万三千円 | 二万五百円 | 九千三百円 | 八万八千八百円 | 七万四百円 | 六万二千二百円 | 五万三千二百円 | 四万六千四百円 |
| 三千二百円 | 二千六百円 | 三千二百円 | 二千三百円 | 千八百円 | 一万四千円 | 六千五百円 | 一万五百円 | 五千円 | 四万四千五百円 | 三万五千五百円 | 三万千円 | 二万七千円 | 二万三千五百円 |

八千円

四千円

附則第九条の五第十一項中「第九項又は前項」を「第五項又は前項」に、「附則第九条の五第九項又は第十項」を「附則第九条の五第五項又は第六項」に改め、同項を同条第七項とし、同条第十二項及び第十三項を削る。

附則第十二条第一項及び第二項中「第二百二十六条」を「第二百二十七条第一項」に改める。

(山口県税賦課徴収条例の一部を改正する条例の一部改正)

第二条 山口県税賦課徴収条例の一部を改正する条例(平成二十五年山口県条例第十号)の一部を次のように改正する。

附則第一項第一号中「附則第二十二項及び第二十三項」を「附則第二十五項及び第二十六項」に改め、同項第二号中「第二十一項」を「第二十四項」に改める。

附則第二十三項を附則第二十六項とし、附則第二十二項を附則第二十五項とし、同項の前に次の二項を加える。

23 附則第十八項又は第十九項の場合において、平成二十九年改正後の条例附則第七条の三後段及び第七条の四後段の規定により読み替えられた平成二十九年改正後の条例第五十三条の六第一項に規定する事業者が、適用対象期間における課税仕入れ等の税額の計算について平成二十八年所得税法等改正法附則第三十九条第一項又は第四十二条第一項の規定の適用を受けるときは、当該事業者に対しては、附則第十八項又は第十九項の規定にかかわらず、平成二十九年改正後の条例附則第七条の三後段及び第七条の四後段の規定により読み替えられた平成二十九年改正後の条例第五十三条の六第一項の規定を適用する。

24 附則第二十項から第二十二項までの場合において、平成二十九年改正後の条例附則第七条の三後段の規定により読み替えられた平成二十九年改正後の条例第五十三条の六第二項に規定する事業者が、適用対象期間における課税仕入れ等の税額の計算について平成二十八年所得税法等改正法附則第三十九条第一項又は第四十二条第一項の規定の適用を受けるときは、当該事業者に対しては、附則第二十項から第二十二項までの規定にかかわらず、平成二十九年改正後の条例附則第七条の三後段の規定により読み替えられた平成二十九年改正後の条例第五十三条の六第二項の規定を適用する。

附則第二十一項を附則第二十二項とし、附則第十七項から第二十項までを一項ずつ繰り下げ、附則第十六項の次に次の一項を加える。

17 附則第十四項の場合において、平成二十九年改正後の条例附則第七条の三後段及び第七条の四後段の規定により読み替えられた平成二十

九年改正後の条例第五十三条の五各項に規定する事業者が、所得税法等の一部を改正する法律（平成二十八年法律第 号。以下この項並びに附則第二十三項及び第二十四項において「平成二十八年所得税法等改正法」という。）附則第三十九条第一項又は第四十一条第一項に規定する適用対象期間における平成二十八年所得税法等改正法附則第三十九条第一項に規定する卸売業及び同項に規定する小売業に係る同項に規定する課税仕入れ等の税額の合計額の計算（附則第二十三項及び第二十四項において「適用対象期間における課税仕入れ等の税額の計算」という。）について平成二十八年所得税法等改正法附則第三十九条第一項又は第四十二条第一項の規定の適用を受けるときは、当該事業者に対しては、附則第十四項の規定にかかわらず、平成二十九年改正後の条例附則第七条の三後段及び第七条の四後段の規定により読み替えられた平成二十九年改正後の条例第五十三条の五各項の規定を適用する。

（山口県税賦課徴収条例等の一部を改正する条例の一部改正）

第三条 山口県税賦課徴収条例等の一部を改正する条例（平成二十七年山口県条例第三十九号）の一部を次のように改正する。

第二条 山口県税賦課徴収条例第四十四条及び附則第七条の二の改正規定を削る。

附則第一項第二号中「附則第五項」を「附則第四項」に改め、同項第三号中「附則第四項及び附則第六項から第十九項まで」を「及び附則第五項から第十八項まで」に改める。

附則第四項を削り、附則第五項を附則第四項とし、附則第六項を附則第五項とする。

附則第七項中「平成二十八年改正後の条例」を「附則第一項第三号に掲げる規定による改正後の山口県税賦課徴収条例（以下「平成二十八年改正後の条例」という。）」に改め、同項を附則第六項とし、附則第八項を附則第七項とし、附則第九項を附則第八項とする。

附則第十項中「附則第八項」を「附則第七項」に改め、同項を附則第九項とする。

附則第十一项中「附則第九項」を「附則第八項」に改め、同項を附則第十項とする。

附則第十二項中「附則第八項」を「附則第七項」に改め、同項を附則第十一项とする。

附則第十三項中「附則第八項」を「附則第七項」に改め、同項を附則第十二項とし、附則第十四項を附則第十三項とする。

附則第十五項中「附則第九項から第十三項まで」を「附則第八項から第十二項まで」に改め、同項の表を次のように改め、同項を附則第十四項とする。

| | | |
|----------|-------------|-------------------------|
| 附則第八項 | 前項に | 附則第十三項に |
| | 平成二十八年五月二日 | 平成二十九年五月一日 |
| 附則第八項 | 前項 | 附則第十三項 |
| | 平成二十八年五月二日 | 平成二十九年五月一日 |
| 附則第八項第二号 | 前項 | 附則第十三項 |
| | 附則第七項 | 附則第十三項 |
| 附則第九項 | 附則第二十条第四項 | 附則第二十条第十項において準用する同条第四項 |
| | 附則第五十二条第二項 | 附則第五十二条第九項において準用する同条第二項 |
| 附則第十項 | 平成二十八年九月三十日 | 平成二十九年十月二日 |
| | 附則第七項 | 附則第十三項 |
| 附則第十一項 | 同項 | 同項及び附則第十四項において準用する附則第八項 |
| | 附則第七項 | 附則第十三項 |
| 附則第十二項 | 附則第七項 | 附則第十三項 |
| | 附則第七項 | 附則第十三項 |

附則第十六項を附則第十五項とする。
 附則第十七項中「附則第九項から第十三項まで」を「附則第八項から第十二項まで」に改め、同項の表を次のように改め、同項を附則第十
 六項とする。

| | | |
|--------|-------------|--------------------------|
| 附則第九項 | 附則第二十条第四項 | 附則第二十条第十四項において準用する同条第四項 |
| 附則第十項 | 附則第五十二条第二項 | 附則第五十二条第十三項において準用する同条第二項 |
| | 平成二十八年九月三十日 | 平成三十一年九月三十日 |
| 附則第十一項 | 附則第七項 | 附則第十七項 |
| | 同項 | 同項及び附則第十八項において準用する附則第八項 |
| 附則第十二項 | 附則第七項 | 附則第十七項 |

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成二十八年四月一日から施行する。ただし、第二条及び第三条の規定は、公布の日から施行する。
- (個人の県民税に関する経過措置)
- 2 第一条の規定による改正後の山口県税賦課徴収条例(以下「改正後の条例」という。)第四条第二項の規定は、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)以後に地方税法等の一部を改正する等の法律(平成二十八年法律第 号)第一条の規定による改正後の地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)第三百二十九条第一項に規定する納期限が到来する個人の県民税に係る徴収金について適用する。
- (事業税に関する経過措置)
- 3 改正後の条例の規定中法人の事業税に関する部分は、施行日以後に開始する事業年度に係る法人の事業税について適用し、施行日前に開始した事業年度に係る法人の事業税については、なお従前の例による。
- (自動車取得税に関する経過措置)
- 4 改正後の条例の規定中自動車取得税に関する部分は、施行日以後の自動車の取得に対して課すべき自動車取得税について適用し、施行日前の自動車の取得に対して課する自動車取得税については、なお従前の例による。

(自動車税に関する経過措置)

5 改正後の条例の規定中自動車税に関する部分は、平成二十八年度以後の年度分の自動車税について適用し、平成二十七年度分までの自動車税については、なお従前の例による。

平成二十八年三月三十一日
印刷

発行人所

山口県知事
山口市